

社 会 福 祉 法 人 菊 池 園
平 成 2 9 年 度 事 業 計 画

目 次

1.	法人理念・使命・職員行動指針	P1
2.	菊池園中長期計画（～平成29年度）	P3
3.	基本方針	P4
4.	平成29年度重点実施項目	P5

1. 法人理念・使命・職員行動指針

当法人では、理念、使命、職員行動指針をよく理解し、実践することにより、障害者福祉の向上、地域福祉の向上を目指します。

(1) 理念 ～法人としての根本的な考え方～

【 菊池園法人理念 】

まずは利用者ありき。
すべてはそこから始まる。

利用者にとってより良い生活環境の実現を目指して、
全職員が一丸となって日々努力していく。

(2) 使命

【菊池園の使命】

「3つの幸せの実現」

- ① 利用者の幸せ
- ② 地域社会の幸せ
- ③ 職員の幸せ

(3) 行動指針 ～職員に求める職務姿勢～

【 菊池園職員行動指針 】

- ① (人権尊重) 利用者の人権を尊重し、安全・安心・快適なサービスを提供します。
- ② (接遇態度) 明るい笑顔と挨拶を行います。
- ③ (接遇態度) 好感の持てる身嗜み・態度・言葉遣いを行います。
- ④ (規律性) 時間厳守、機敏な行動、整理整頓を行います。
- ⑤ (責任性) 自己の役割を認識し、責任ある行動を行います。
- ⑥ (積極性) 向上心と広い視野を持ち、積極的に仕事に取り組みます。
- ⑦ (協調性) 部署内外にこだわらず、全職員で連携し職務遂行にあたります。
- ⑧ (専門性) 専門職員として、知識・技術・価値観の向上に努めます。
- ⑨ (守秘義務) 仕事上で知り得た個人情報に対して、守秘義務を厳守します。
- ⑩ (信頼性) 利用者や地域に信頼される施設になるよう努めます。

2. 菊池園中長期計画（H27年～29年）

（1）利用者の自己実現と共生社会の実現

「障害者権利条約」の趣旨に基づき、利用者の権利を保障し、重度の障害があっても、自分自身のやりたいこと、夢の実現に向け、様々な活動にチャレンジできる施設作りを行っていく。また、施設を拠点に地域社会の一員として、様々な社会活動に参加できるよう、共生社会の実現に取り組んでいく。

（2）職員の労働環境・処遇の改善

厚生労働省が出した2025年に向けた介護人材にかかる需給状況の推計では、約30万人の介護人材が不足すると予測されている。今後、労働人口が減少していく中で、サービスの担い手である介護人材をいかに確保し定着させていくかがこれからの最重要課題である。そのためにもできる限りの労働環境を整備し、処遇改善を行い、魅力ある職場作りに取り組んでいく。

（3）より良いサービスを提供して行くための仕組み（土台）作り

基本方針に掲げる「良質な福祉サービス」を提供し続けていくためには、定期的なサービス内容や提供体制を評価し、改善していくことが不可欠である。菊池園における評価改善体制を整備すると共に、サービスの質の向上、人材育成、組織体制の整備に取り組んでいく。

（4）地域貢献活動の推進

社会福祉法人制度改革の報告書において、社会福祉法人による社会貢献活動の義務化が明確に示された。これからはもっと地域に目を向け、制度化されたサービスだけでなく、地域の生活課題、福祉ニーズの解決に向け積極的に取り組んでいく。

（5）経営基盤の強化

公益性・非営利性の高い法人として、透明性の高い経営と適正かつ公正な財務管理を行っていく。また、社会福祉法人改革の動向も踏まえ、経営管理体制の強化にも取り組んでいく。

3. 基本方針

ここ数年社会福祉法人の制度改革に向け準備がなされてきたが、昨年 3 月に改正社会福祉法が成立し、平成 29 年度より本格的に施行される。今回の改正により、公益性・非営利性を徹底し、国民に対する説明責任や地域社会への貢献を果たしていくことが今まで以上に求められることとなる。まずは法人運営の核となる理事会・評議員会といった経営組織が円滑に運営できるよう体制整備に努めていく。併せて、いわゆる内部留保をサービスに再投下していくための仕組みとして導入された、社会福祉充実残額の算定と社会福祉充実計画の策定、及び運営の透明性を確保するために求められる、財務諸表や役員報酬基準等の閲覧・公表を適宜進めていく。

障害者分野では障害者総合支援法の改正案が昨年 5 月に成立し、一部を除き平成 30 年 4 月より施行される。今回の改正で障害者の地域生活や障害児の多様なニーズへ応えていくための体制整備が図られる予定である。その中で 65 歳を迎えた高齢障害者が円滑に介護保険サービスへ移行できるよう、低所得の高齢障害者に利用者負担の軽減措置を設けたり、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所としての指定も受けやすくする仕組み（共生型サービス）が設けられる。菊池園においても 65 歳を迎えた高齢障害者の方が継続して菊池園の通所サービスを利用できるよう、今後示される介護保険事業所としての要件を満たすよう体制を整備していく。また、平成 30 年度は報酬改定の年となる。適宜、情報収集を行い安定した運営ができるよう努めていく。

地域における取り組みとして、各市町村もしくは各圏域単位で障害者の地域生活を支えていくために必要となる機能（具体的には「24 時間体制での相談支援」、「地域生活に移行するための体験の機会・場（一人暮らしやグループホーム）」、「緊急時の受入れ・対応（ショートステイ）」等）を整備していくことが求められているが、今年度は筑前町と協議をし、24 時間体制での相談支援が実施できるよう準備を進めていく。今後、福岡県内の社会福祉法人が連携し、各地域の生活課題を解決していく、「ふくおかライフレスキュー事業」や国が新たに示した「地域共生社会」の実現に向け、地域における分野を超えての包括的な支援体制の構築が加速していくと思われる。まずは障害者分野における相談支援機能を整え、これからの地域づくりに協力していきたい。

来年 4 月（平成 30 年）は菊池園創立 40 周年の節目の年となる。その 1 年前となる今年度は、これから先の 10 年を見据え、サービスのあり方・事業のあり方について検討を行っていく。この 10 年で施設整備事業をはじめ、個別支援（個別外出）や週 3 回の入浴の実施など住環境とサービス内容の拡充を図ってきた。一方で利用者の高齢化・重度化も顕著となり、今の支援体制で今のサービス内容（量）を実施していくことに支障をきたしている。また、介護人材の確保が難しくなる中、職員が幸せを感じ意欲的に働くことができる職場環境を作っていくことも大切である。今年度はこうした利用者ニーズ・地域ニーズ・社会情勢を踏まえ、中長期計画の策定を行い、今後の方向性を示していく。

4. 平成29年度重点実施項目

(1) 利用者の自己実現と共生社会の実現

- ① 委員会を立ち上げサービス内容や支援体制の見直し
- ② 利用者の権利擁護・虐待防止に向けての取り組み

(2) 職員の労働環境・処遇の改善

- ① M S T（魅力ある職場作り）委員会の見直しと充実
- ② 職員の相談体制の整備
- ③ 給与制度・人事制度・福利厚生制度の見直し

(3) より良いサービスを提供して行くための仕組み作り

- ① 自己評価・利用者評価の実施
- ② 勉強会の開催（医療的な基礎知識について）
- ③ チーム力を高めるための勉強会（対象：課長・主任）

(4) 地域貢献事業の推進

- ① 放課後等デイサービス事業、生活介護事業の充実
- ② いきいきサロンへの看護師派遣、独居老人宅への訪問活動の実施
- ③ 24時間対応の相談支援体制の整備（筑前町）
- ④ ふくおかライフレスキュー事業への協力

(5) 経営基盤の強化

- ① 法改正に伴う理事会・評議員会の体制整備
- ② 法改正に伴う情報開示体制の整備
- ③ 視覚聴覚言語障害者支援体制加算の算定
- ④ 平成30年度報酬改定に向けての情報収集

(6) その他の取り組み

- ① 防犯対策の徹底（防犯センサーの設置、マニュアル整備）
- ② 障害者雇用の推進（法定雇用率の達成、間接雇用の推進）
- ③ 新・中長期計画の策定